

社会福祉法人友愛会

役員等報酬規程

(役員等報酬等支給基準)

社会福祉法人友愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下「法人」という）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及評議員選任・解任委員（以下「役員」等とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表1に定める額を支給する。

(2) 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人友愛会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(3) 役員等が当施設において会議等に出席したときは、別表2に定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、現金支給する。

理事長への報酬は、毎月銀行振り込みにて支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

別表 1

役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	8, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8, 0 0 0 円

(2) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	8, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8, 0 0 0 円

(3) 理事長

	月 額
理事長としての業務	2 0 0, 0 0 0 円

(4) 監 事

	日 額
理事会等会議への出席	8, 0 0 0 円
監事監査等への出席	8, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8, 0 0 0 円

(5) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	8, 0 0 0 円

別表 2

会議等出席による旅費

自宅から会議等開催場所の距離が2 km以上の役員等であって、会議等出席のため交通機関及び交通用具を利用する役員等に以下のとおり旅費を支給する。

距離区分	金額(円)
2 km以上 ~ 4 km未満	1 0 0
4 km以上 ~ 6 km未満	2 0 0
6 km以上 ~ 1 0 km未満	3 0 0
1 0 km以上 ~ 1 4 km未満	5 0 0
1 4 km以上 ~ 1 8 km未満	6 0 0
1 8 km以上 ~ 2 2 km未満	7 0 0
2 2 km以上 ~ 2 6 km未満	8 0 0
2 6 km以上 ~ 3 0 km未満	9 0 0